

「農福連携支援アドバイザー派遣」募集要項

1 趣旨

農業に関する知識・技術を有していない障害福祉サービス事業所（以下、「事業所」という）に対し、農業技術や農産物の加工、販売に係る指導・助言を実施する農福連携支援アドバイザー（以下、「アドバイザー」という）の派遣等を実施するため、募集する。

2 募集対象者

アドバイザー派遣に応募することができる者は、次の全てを満たす者であること。

- (1) 県内指定障害福祉サービス事業所のうち、就労継続支援B型事業所、就労継続支援A型事業所又は生活介護サービス事業所を運営する法人であって、生産活動として、農作業等の農福連携事業を実施している又は計画しているもの。
- (2) アドバイザーに協力し、適切に遂行できる能力を有すること。
- (3) 実施にあたり、兵庫県からの問い合わせや指示に責任をもって対応することができること。
- (4) 厚生労働省通知・平成24年4月11日付障発0411第4号「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」記3にある工賃向上計画を県に報告していること。
- (5) 厚生労働省通知・平成19年4月2日付障発第0402001号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」記3にある（報告対象年度分の）工賃実績を県に報告していること。
- (6) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 申請書類（4（2）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において事業所を廃止・休止している者
 - イ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

3 派遣回数

1事業所あたり5回まで

4 申請に係る手続

(1) 申請書類の提出期限

原則として、令和6年9月30日（月）17時30分（必着）に事務局に電子メールより提出

(2) 提出書類

この募集要項に基づき以下の書類（以下「申請書類」という。）各1部

- ア 農福連携支援アドバイザー派遣申請書（様式3）
- イ その他必要な書類（様式任意）

5 結果通知

結果通知は、事務局から全申請者に電子文書で通知する。なお、申請者多数の場合は申請内容を勘案し、派遣先を決定する。また、申請状況により第2次募集を行う。

7 派遣終了後の提出書類

アドバイザー派遣を受けた事業所は、本事業終了後に、その結果を農福連携支援アドバイザー施設・事業所報告書（様式6）を事務局へ提出する。

8 事務局

特定非営利活動法人兵庫セルフセンター
〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1
電話 078-414-7311 F A X 078-414-7312
電子メール contact@hyogo-selp.jp